

インフレスライドの運用について

国土交通省においては、令和6年3月から適用される公共工事設計労務単価が令和6年2月に公表され、令和6年3月1日から適用することとなりました。これに伴い、令和6年2月16日付け国不入企第34号にてインフレスライド条項の適用等について通知されました。

上天草・宇城水道企業団においても、国土交通省及び熊本県の労務単価及び技術者単価の運用を踏まえ、インフレスライド条項を下記のとおり運用します。

インフレスライドは、急激な価格（賃金水準の変動、物価水準の変動）の変化に対応するもので「上天草・宇城水道企業団工事請負契約約款第25条」の規定に基づき、請負代金の変更について適切な対応をお願いします。

※対象となる工事の既契約の受注者に対しては、工事担当者から周知徹底をお願いします。

上天草・宇城水道企業団

■インフレスライドの概要

特別な要因で工期内に賃金水準に著しい変動が生じ、請負代金額が不相当となった時に、請負代金額の変更を請求できる制度で、工事請負契約約款第25条6項に規定しています。

● 対象とする工事

基準日(原則請求日)から残工期が2ヶ月以上ある工事。

また、基準日までに変更契約を行っていない場合でも、先行指示等により工期延期が明らかな場合には、その工期延期期間を考慮することができます。

● 対象とする工事費

基準日以降の残工事に対する工事費。(基準日までの出来高を除いたものが対象です。)

該当となる工事費の資材・労務及び諸経費等が対象となります。

● 請負代金の変更

対象とする工事費(残工事)のうち1%を超える額について、請負代金額の変更を行います。

<インフレスライド対象額のイメージ>

